

2017年7月20日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

介護離職のない社会をめざす会
代表 高木 剛
逢見 直人
樋口 恵子
牧野 史子

平成30年度予算 概算要求へ向けての要望書

1. 持続可能な社会保障改革の推進

介護保険制度については、軽度者を保険給付の対象から除外しないとともに、ケアマネジメントの標準化や要介護認定の地域間格差の解消を進める。また、被保険者・受給者の範囲拡大のあり方について検討を進める。

<具体的要望>

- ・要支援1・2に対する保険給付対象サービスの見直しに関する影響調査を実施すること。サービスについては、認知症や他の疾患・障害の有無、家族構成、介護者の就業状況等を考慮した調査を実施し、家族単位の介護能力のアセスメントを実施するための評価指標の導入を検討すること。

2. ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

介護離職することなく安心して介護と仕事が両立できるよう、改正育児・介護休業法の周知徹底をはかり、国や企業における両立支援制度の情報提供と相談窓口設置の促進等の就業環境整備を進める。

<具体的要望>

- ・働く介護者(ケアラー)の実態、ニーズを明らかにするための、全国調査を国として実施し、効果的対策を講ずること。ケアラーアセスメントを実施するための評価指標を開発すること。
- ・働く介護者(ケアラー)が介護保険や両立支援制度などの情報を簡単に入手できるよう、地域包括支援センターと連携した相談ステーション(仮称)を設置すること。就労の継続とキャリア形成を手助けできる人材の育成と設置などの環境整備を行うこと。
- ・育児・介護休業法において、企業内に「介護離職防止対策委員の設置」について講ずること。
- ・働く介護者(ケアラー)の早期教育と情報提供の義務化。
- ・第2号被保険者となるタイミング(40歳)で、介護及び介護保険制度等の情報と基礎知識を提供すること。

3. 介護人材の確保策の拡充

介護労働者の処遇ならびに雇用管理の改善を強力に進めるとともに、専門職としての社会的地位を確立し人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化する。そのため、消費税をはじめとした安定財源を早期に確保する。

<具体的要望>

- ・不足する介護労働者の確保策として、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金の対象事業に位置づけられ 27 年度から開始されている施策を厚労省として集約のうえ、その評価の下に実効性のある人材確保策を展開する。
- ・介護労働者の処遇改善と人材確保対策、特に月額 1 万円の給与引き上げの着実な履行、さらに勤労者の平均給与水準との格差是正の措置を講ずること。
- ・将来に希望の持てる賃金水準となるよう、賃金制度の整備に向けた助成を行うこと。
- ・介護業界への就職を望む介護離職者、および中高年世代や定年退職者などが、スムーズに就労に結びつく研修システムを導入すること。

4. 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療・介護の機能と連携の強化

介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護保険給付を確保する。介護予防・日常生活支援総合事業の展開に際しては、地域間の格差が生じないよう国および都道府県は必要な支援を行う。また地域包括ケアシステムの実現のためのボランティア・NPOなどの住民サービスの意義の評価と推進を速やかに行うよう地方自治体に求める。